



## 遺族が提起した税理士報酬請求事件

～税理士側からの本訴認容、一方、被告側からの反訴も一部認容～

税理士に対する損害賠償請求事件は後を絶ちません。今回、紹介する訴訟は、相続税の申告に関して2,000万円という高額な報酬が未払となっていた事件で、税理士の遺族がその支払を求めた事件です（平成23年5月27日東京地裁判決）本訴認容、反訴一部認容、TAINSコードZ999-0128）。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

### 1. 事案の概要

原告が提起した本訴は、死亡した税理士丁の相続人である原告らが、丁が生前、被告の夫である亡戊の相続税の申告業務を行ったことに関し、被告は、税理士報酬の残金として2,000万円を平成19年12月末日までに支払う旨を約し、仮にこの同意が認められないとしても、被告は、丁が作成していた報酬基準表に基づく報酬を支払うことを約したことによって、丁に対して税理士報酬の残金として2,000万円を支払うべき義務を負っていたと主張して、その支払を求めたという事案です。

一方、被告からの反訴は、被告が戊の相続税の申告手続に関し、丁は、委任を受けた税理士としての善管注意義務に違反して、遺産を隠ぺいしたため、被告が配偶者控除を受けることができなくなり、納付税額が増額する損害を被り、また、国税局が遺産外の認定をした現金1,000万円について善管注意義務に違反して十分な説明をしなかったため、現金1,000万円が戊の遺産分割の対象となり、納付税額が増加する損害を被ったと主張して、丁の債務を相続した原告遺族に対し、合計1,929万5,700円等の支払を求めたという事案です。

### 2 裁判所の判断

東京地裁は、次のように判断して、原告らの本訴請求を全部認容し、被告の反訴については一部を認めるという判断を下しました。

(1) 被告は、本件合意における報酬額は、相続税申告の報酬としては高額にすぎ、また、高額であるにもかかわらず、口頭の合意のみで書面が作成されていない点是不合理であり、合意が成立したとは認められないと主張し、報酬残金として2,000万円を支払うことに同意していないと供述している。確かに、本件申告に対する報酬として2,000万円を超える報酬額は、従前、税理士会で定めていた報酬基準等に照らして高額であるとは認められるが、丁は、被告から解任される前には、本件申告の報酬として3,500万円の支払を求めていたのであり、同額が不当な報酬請求であって受け入れがたいと被告が思っていたのであれば、その後、丁に対して再度の手続委任をすることはなかったと考えられるところ、被告は、再度丁に本件手続を委任しているのであるから、丁の請求が不当であるとまでは考えていなかったと認められることになり、本件合意における報酬額が一般的な報酬よりは高額であるからといって、本件合意の成立を否定する理由とはならない。

(2) 被告の供述には信用性を認めることはできず、本件合意の成立が不合理であるとして被告の指摘する点は、いずれも本件合意が成立したとの認定を覆すものではなく、認定事実によれば、丁と被告の間で合意が成立したものと認められる。よって、原告らの主位的な主張には理由がある。

(3) 原告らは、丁が、本件未分割申告において割引債を申告しなかったのは、被告が主導したものであったから、丁の責任は減殺されるべきであると主張しているが、丁が被告から強要されたといった特段の事情がない限り、丁が税理士という専門家である以上、仮に、遺産の隠ぺいが被告主導で行われたものであったとしても、丁は有資格者として被告を適正に指導すべき義務を負っていたのであるから、被告との関係においても、丁の責任を軽減するのは相当ではなく、原告の主張は採用することができない。

(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の裁判例について詳細（全文・A4判11頁）が必要な方は、送料実費とも1,500円（税込み）で頒布しますので下記あてご一報ください。